

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成24年11月1日(2012.11.1)

【公開番号】特開2011-62935(P2011-62935A)

【公開日】平成23年3月31日(2011.3.31)

【年通号数】公開・登録公報2011-013

【出願番号】特願2009-216167(P2009-216167)

【国際特許分類】

B 4 1 J 21/00 (2006.01)

B 4 1 J 5/30 (2006.01)

H 0 4 N 1/387 (2006.01)

G 0 6 F 3/12 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 21/00 Z

B 4 1 J 5/30 Z

H 0 4 N 1/387

G 0 6 F 3/12 C

【手続補正書】

【提出日】平成24年9月18日(2012.9.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 1】

この画像サイズは、X方向が210mm、Y方向が297mmで、3つの描画オブジェクトを含んでいる。尚、符号1 2 0 1で示される矩形領域は、図8の矩形領域と同じ座標位置にある。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 8】

次にS25に進み、図14のラジオボタン1402がチェックされていたかどうかを判定する。ここでチェックされていると判定するとS26に進み、S24で解析されたジョブチケット情報のうち、倍率の設定項目の設定値を取得する。次にS27に進み、CPU3 0 1は、S26で取得した倍率の設定値と、S24で解析した倍率の設定値が同じか否かを判断する。それによって、CPU3 0 1は、合成対象の画像データに基づいてシートに印刷される画像と被合成対象の画像データとが一致するか否かを判断する。S26で取得した倍率の設定値と、S24で解析した倍率の設定値が同じである場合、CPU3 0 1は、S27の処理を行わず、次に進む。一方、S26で取得した倍率の設定値と、S24で解析した倍率の設定値が同じではないと判断した場合、S27の処理を行う。S27で、CPU3 0 1は、S26で取得した倍率値を印刷設定項目に反映する。即ち、この段階で被合成画像の倍率と、合成対象であるデジタル印刷機1000に保持されている文書データの倍率とが同じになる。一方、S25の判定結果が偽(NO)であれば、合成対象の文書データの倍率の整合処理は不要であるため、この処理を終了する。